

2022年度 第4回

町田市障がい者施策推進協議会

2023年2月21日(火)

町田市地域福祉部障がい福祉課

午後6時32分 開会

○山口係長 それでは、本日はお忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。  
時間になりましたので、2022年度第4回町田市障がい者施策推進協議会を開催いたします。

司会を務めます障がい福祉課総務係長の山口です。どうぞよろしくお願いたします。

恐れ入ります、以後の司会進行につきまして、着座にて失礼いたします。

初めに、本日の出席者の確認をいたします。お名前をお呼びいたします。石渡委員、井上委員、佐藤委員、松崎委員、小野委員、叶内委員、刑部委員、藤本委員、堤委員、風間委員、吉本委員、土田委員、飯長委員、荻野委員、陶山委員、萩原委員、佐々木委員の18名になります。中川委員と土田委員のお二方に関しましては、遅れての参加との事前連絡をいただいております。

なお、本日、谷内委員と藤井委員は御欠席との連絡をいただいております。

それでは、本日、会議の議事録作成のため、後ろに委託業者の会議録研究所の方、同席しております。正確な議事録作成のため、発言される方は発言の前に名前をおっしゃってから発言をいただきますよう、どうぞよろしくお願いをいたします。

また、情報保障として手話通訳の方にも同席をいただいております。恐れ入ります、発言ごとに間を空けて通訳の時間を確保していただきますよう、併せて御協力をお願いいたします。

それでは、資料の確認をいたします。

本日の会議次第が1枚と、資料1、「町田市障がい者プラン21-26」後期計画の策定に係る検討について。資料2、（仮称）障がい者差別解消条例の制定に係る検討について。資料3-1、2022年度障がい者計画部会の活動報告。資料3-2、2022年度相談支援部会の活動報告。資料4-1、第3回町田市障がい者差別解消条例検討ワーキンググループの活動報告。資料4-2、「障がいがあることを理由に差別や偏見を受けたと感じる経験の事例アンケート」の集計結果について。資料4-3、別冊「障がいがあることを理由に差別や偏見を受けたと感じる経験の事例アンケート」事例集。資料4-4、（仮称）町田市障がい者差別解消条例の骨子（案）。資料5、ヘルプカードのヘルプマークへの移行について。

そのほか、当日配付資料としまして、既に机上配布をさせていただきました資料が全部で5つあります。当日配布資料1、2022年度就労・生活支援部会の活動報告。当日配布資料2、障がい者割引を適用する交通系ICカードのサービス開始について。当日配布資料3、手話通訳者・要約筆記者派遣依頼にかかるインターネット申し込みの開始について。当日配布資料4、有料道路における障害者割引制度の見直しについて。当日配布資料5、諮問書の写し。こちら、

当日配布資料として5つ、机上配布をさせていただきました。

不足しているものはございませんでしょうか。

また、本日、会議の中で「町田市障がい者プラン21-26」を御参照いただく場合がございますので、お手元に御用意いただけたらと思います。冊子、御用意ない場合は、こちら事務局で用意しておりますので、事務局職員までお申し付けいただけたらと思います。

資料の確認は以上です。

それでは、次第の【2】諮問に移ります。

諮問に先立ちまして、榎本副市長から御挨拶を申し上げます。

榎本副市長、よろしくお願いいたします。

○榎本副市長 皆様、こんばんは。副市長の榎本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、この協議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から市政運営に対しましては御理解、御支援をいただきまして、ありがとうございます。

委員の皆様には、この後、私のほうからは諮問書のほうをお渡しさせていただきますが、本日、2件の諮問ということになります。今も紹介がありましたけれども、1件目が「町田市障がい者プラン21-26」の後期計画の策定についての検討についてということでございます。もう1件が障がい者差別解消条例の制定に係る検討ということになっております。どうぞよろしくお願いいたします。

改めまして、協議会の委員の皆様方には、これまでも国や東京都の動向であったり、それから福祉の環境の変化、そういったものに先んじまして、障がい者の皆様の視点に立った検討だとか対応をしていただいておりますことに改めまして御礼を申し上げます。

特に今年度は、障がい者差別解消条例の検討ワーキンググループ、こちらのほうも開催していただきまして、法令の解釈であったり、また、他の自治体の条例の内容等についても理解を深めていただいている、そういう状況だと思います。ありがとうございます。

また、市内の障がい者の支援団体の皆様からの御協力も得まして、先ほど資料のほうにもあったかと思いますが、障がい種別ごとに幅広い世代の方に御協力いただいて、合計618もの障がいによる差別だったり、それから偏見であったりとか、そういったものの事例をまとめることができました。町田市としましては、こういった貴重な事例を踏まえまして、今後の障がい者施策、とりわけ障がい者差別の解消に向けた取組を進めていきたいというふうに考えております。

1998年に初めて町田市障がい者計画を策定して以来一貫して「いのちの価値に優劣はない」と、これを基本理念に据えまして、町田市は様々な政策、施策を展開してまいりました。今後こういった基本理念というのは揺るぎないというふうに思っております。引き続き、皆様方の御支援をいただければというふうに考えております。

結びとなりますけれども、これからお渡しします諮問、この計画等に限らず、障がい者の施策に少しでも市としても皆様方の御意見を反映したいというふうに考えておりますので、忌憚のない御意見、そして御指導をいただければというふうに考えておりますので、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山口係長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様を代表しまして、石渡会長に諮問書をお渡しいたします。

石渡会長、恐れ入ります、そちらまでお願いします。

○榎本副市長 諮問書。

町田市障がい者施策推進協議会、会長、石渡和実様。

諮問事項。

「町田市障がい者プラン21-26」後期計画の策定に係る検討について。

2023年2月21日、町田市長職務代理者、町田市副市長、榎本悦次。

どうぞよろしくお願いいたします。

(諮問書交付)

○榎本副市長 改めまして、諮問書。

町田市障がい者施策推進協議会、会長、石渡和実様。

諮問事項。

(仮称)障がい者差別解消条例の制定に係る検討について。

2023年2月21日、町田市長職務代理者、町田市副市長、榎本悦次。

どうぞよろしくお願いいたします。

(諮問書交付)

○山口係長 ありがとうございます。

以上をもちまして、次第の【2】諮問を終了いたします。

榎本副市長、中村地域福祉部長は、公務の都合により、ここで退席させていただきます。

○榎本副市長 どうぞよろしくお願いいたします。

○中村部長 よろしく申し上げます。

(副市長、地域福祉部長 退席)

○山口係長 それでは、今諮問させていただきました諮問書の内容につきまして、事務局から説明をさせていただきます。

まずは、(1)「町田市障がい者プラン21-26」後期計画の策定に係る検討について、こちら、説明をお願いいたします。

○福永主任 事務局の福永です。

それでは、資料1「「町田市障がい者プラン21-26」後期計画の策定に係る検討について」の資料を御参照ください。

「町田市障がい者プラン21-26」は、市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、2つの計画、町田市障がい者計画という計画と町田市障がい福祉事業計画という計画を一体的にまとめて策定した計画となっております。2つの計画は期間が異なっておりまして、そのため、2021年度から2023年度を前期計画、2024年度から2026年度を後期計画と位置づけております。

資料のところで、1番、「「町田市障がい者プラン21-26」の概要と位置付け」を御覧ください。

下に表がありますけれども、左側が町田市障がい者計画になっておりますが、こちらの計画については、学びや文化、スポーツ、医療、防災など、障がいがある方の暮らし全般に係る施策の理念や方向性を定めた6年間の計画になっております。

右側の町田市障がい福祉事業計画については、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや市町村が行う地域生活支援事業について、見込量の数字などを設定している3年間の計画となっております。

この計画の特殊なところとしては、策定の内容というところで分野別の重点施策というものがあるんですけれども、こちらは障がい者計画と障がい福祉事業計画共通で設定していて、3年間で毎年目標を設定して、その振り返りなどもしながら1年ずつ進めていくという施策がございます。

続きまして、次のページに移っていただければと思います。裏面ですね。

2番の後期計画の策定についてというところなんですけれども、2021年度から2026年度の図があります。計画は1章から3章の構成になっておりまして、1章の「計画の基本的な考え方」

というところは、障がい者計画を初めてつくった当時からずっと継続して、「いのちの価値に優劣はない」という基本理念を掲げておりまして、その下に計画の基本目標ということで、1番「地域での暮らしを生涯にわたって支える仕組みをつくる」、2番「障がい理解を促進し、差別をなくす」という2つの基本目標ですね。この理念と基本目標は6年間変わらず継続をしていきます。

飛んで、第3章の「計画の実現に向けて」というところも6年間変わらず継続をいたします。

今回は、その真ん中に矢印があります第2章「町田市がとりくむこと（3年）」というふうに、前期と後期でそれぞれありますけれども、ここの第2章の部分を、後半3年間、2024年度から2026年度まで、何を重点的に取り組むのかというところだったり、障害福祉サービスの見込量、あと、それらのサービスに係る町田市の指標の設定、そういったところを後期計画として、皆様に御意見をいただきながら素案を検討していきたいと考えております。

第2章の後期計画のところの太い矢印から吹き出しで「分野別の課題と施策」と書いてあるところがあるかと思うんですけれども、ここに、何が違って何が変わらないのかを記載しております。

まず、重点施策については新しく変わります。

現状と課題や主なとりくみ、こちらについては、基本は変わらないんですけれども、この重点施策との整合性を取る部分のみ、その後期計画の時点に合わせて内容を見直します。

あと、サービスや取組の紹介をしているコラムというものもありますけれども、こちらは適宜見直しをしていきたいと考えています。

最後、この分野に関係するサービスの見込量については、それぞれの3年間、2024、25、26の見込量を考えていきますので、ここは変更というふうになっております。

3番、後期計画の策定の進め方につきましては、図のとおり、本日、町田市からこの協議会のほうに計画策定の諮問をさせていただきます、障がい者施策推進協議会とその中の専門部会のほうで素案を検討いただきます。

一番右側のところに「市民等」という枠がありますけれども、今回は市民公聴会を、今年の冬から来年の年明けぐらいのあたりで開催して、御意見をいただく場とさせていただきます。

その御意見も踏まえながら検討して、最終的に障がい者施策推進協議会から市長に計画案の答申という流れになります。

それでは、最後のページ、計画策定までのスケジュールを御覧ください。

一番左側が障がい者施策推進協議会になっておりまして、本日2月21日が計画策定の諮問と

なっております。計画素案の細かい案づくりは、真ん中にある障がい者計画部会のほうで行っていきまして、障がい者施策推進協議会は、来年度は6月、8月、11月、1月という4回程度を想定しておりますので、障がい者計画部会やほかの部会で検討したところを協議会のほうで報告して、そこでまた御意見をいただいてフィードバックしてというサイクルで検討を進めていきたいと考えております。

市民公聴会、意見を聞く場としては、先ほど申し上げたとおり、今年の年末から来年の年明けに開催する予定ですので、そこが終わりましたら、来年の1月に答申の計画案の承認をいただいて、2月に答申で、3月に市のほうで策定という流れになっております。

以上になります。

○山口係長 今の説明につきまして、委員の皆様、御意見、御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは続きまして、もう一つの諮問の障がい者差別解消条例の制定に係る検討について説明をいたします。

説明、よろしく願いいたします。

○由谷主事 事務局の由谷です。

それでは、資料2「(仮称)障がい者差別解消条例の制定に係る検討について」について御説明をさせていただきます。

これまでもプランの重点施策の振り返りなどで障がい者差別解消条例の制定についての報告を随時させていただいておりましたが、今回諮問を行うに当たって、改めて説明をさせていただきます。

まずは、資料を上から読み上げていきますと、町田市では、1998年に定めた「いのちの価値に優劣はない」という基本理念の下、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、「町田市障がい者プラン21-26」を策定しました。このプランでは障がい者差別解消の推進に関する条例の制定を重点施策の一つとして掲げており、2023年度の条例制定に向けて検討を進めております。

では、プランのほうを御参照いただけますでしょうか。63ページを御覧ください。

63ページに、重点施策17として、「障がい者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例制定」という事業が掲載されております。このように、プランの中で差別解消の条例の制定が重点施策として掲げられております。

その下、目標値のところを御覧いただきますと、2021年度が条例制定に向けた情報収集で、

2022年度が条例の検討体制等についての検討、そして2023年度は条例検討・制定、そして※で書かれておりますのが2024年度施行。このスケジュールに基づきまして、今年度は、町田市障がい者差別解消条例検討ワーキンググループを3回開催し、来年度の条例検討に向けた準備を進めてきたところでございます。

それでは、資料の説明に戻らせていただきます。

資料の2、1番の条例制定の目的と2番の国・都の動向に関しましては、資料記載のとおりでございますので、お読みいただければと思います。

3番の条例制定の背景というところに関しまして、「「町田市障がい者プラン21-26」を策定するにあたり、2019年度に障がいがある人を対象とした実態調査を行いました。」とあります。こちらの実態調査が、「町田市 暮らしの状況・生活の困り事に関する調査」という正式名称の調査でございまして、町田市内の障がいのある方を対象に実施したものとなります。調査に回答した人のうち半数近い44.7%の人が、差別や偏見を受けたことがあると回答がありました。

また、2022年度には障がい者に対する差別事例を把握するために、障がい者団体等21団体にアンケート調査を行いました。そのうち、15団体にはアンケート回収時にヒアリングも実施しましたとありますが、こちらが、先ほど副市長から御説明もありました、「障がいがあることを理由に差別や偏見を受けたと感じる経験の事例アンケート」のことです。こちらの集計結果に関しましては、今回の会議資料4-2及び4-3にまとめてありますので、詳しくは後ほど、次第の5番の報告事項の中で御説明をさせていただきます。調査の結果としましては、先ほど副市長からお話がありましたとおり、552名から618件の差別事例の回答を収集することができました。

これらのことから、市独自の条例制定など、障がい者差別の解消に向けた取組の推進が求められていると考えております。

その下、4番「取り組み状況」につきましては、先ほどの目標値の説明と重複しますが、2021年度は他自治体の条例についての調査を開始、2022年度は本協議会委員を主として構成する障がい者差別解消条例検討ワーキンググループを設置、あわせて、障がい者に対する差別事例を把握するためのアンケート調査及びヒアリング調査を行ったということが現在の取組状況となっております。

最後、5、条例の検討体制等につきましては、裏面に詳細を別途記載しておりますので、裏面を御参照いただけますでしょうか。

表題が「（仮称）障がい者差別解消条例検討部会の設置について」となっておりまして、来年度2023年度からは、条例制定に向けた新たな部会を設け、条例内容の具体的な検討をさらに進めていきたいと考えております。

まず、本部会の設置目的は、障がい者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例を制定するに当たって、障がい当事者や関連団体、教育機関や学識経験者等、幅広い方々の御意見を反映させながら検討を進めていくことです。

委員人数につきましては、他の障がい者計画部会や就労・生活支援部会、相談支援部と合わせまして、15名以内で考えております。

委員構成につきましては、本協議会后に推薦依頼等の手続を開始しますので、現時点では明確にお伝えすることはできませんが、現在のワーキンググループの委員を務めていただいている方を中心として、新たに教育機関や当事者団体にも推薦依頼をさせていただきたいと考えております。

また、委員の任期につきましては、本部会は、条例施行に向けた内容検討が設置目的となっておりますので、条例施行までのスポット的な部会として考えております。したがって、再来年度2024年4月1日に条例が施行されるまでの1年間を委員任期として考えております。

なお、条例施行後の差別解消に関する組織体制につきましては、本部会で条例内容を検討する中で協議し、条例上の規定として定めていきたいと考えております。

最後、資料に表で記載しております条例制定までのスケジュールを簡単に説明させていただきます。

上から、協議会、新たに設置する検討部会、事務局の3つの実施主体について、来年度のスケジュールをまとめてあります。

まず、上段の一番左、2月の列を見ていただきますと、本日の第4回協議会が記載されており、先ほど副市長から会長にお渡しいただきました諮問を今回行ったというところがございます。

3月には、事務局が検討部会の委員の委嘱の手続等を行いまして、4月には第1回目の検討部会を開催する予定となっております。

検討部会は全部で5回開催予定となっております。まず、4月に第1回、5月に第2回、7月に第3回、そして9月のパブリックコメントを経て、10月に第4回を開催いたします。ここでパブリックコメントの結果を踏まえた最終検討を行いまして、11月の協議会で条例素案の報告を行います。報告を基に協議会から市長へ答申を行いまして、再来年の1月から2月頃に

最後の5回目の部会を開催し、条例制定後の体制準備を進める予定となっております。

その後、条例は3月の議会に上程し、可決後、2024年4月1日から施行する予定となっております。

以上のスケジュールで、来年度、条例制定に向けた検討を進めていきたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○山口係長 2つ目の諮問事項であります「(仮称)障がい者差別解消条例の制定に係る検討について」の諮問内容の御説明でございました。

委員の皆様の方から、今の説明につきまして御意見ですとか御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、次第のほうをまた進めさせていただきたいと思っております。

以降の進行につきましては石渡会長にお願いをさせていただきます。石渡会長、どうぞよろしくお願いをいたします。

○石渡会長 では、改めて、こんばんは。石渡です。進行させていただきますので、御協力、よろしくお願いをいたします。

それでは、議題の3番目に(仮称)の障がい者差別解消条例検討部会の設置とございますので、この議論に移りたいと思っております。

町田市障がい者施策推進協議会条例の第6条では、専門的事項を調査審議するために協議会に部会を置くことができると定められています。この規定に基づいて、先ほど事務局から御説明ありましたとおり、障がいを理由とした差別の解消に関する条例の制定に向けて専門的な検討を行うために、新たに障がい者差別解消条例検討部会を設置したいと考えています。

今詳しい説明は事務局のほうでしていただきましたけれども、この点について委員の皆様にご承認をいただきたいと思っております。御承認をいただけるという方は、恐縮ですが、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○石渡会長 ありがとうございます。

それでは、皆様全員が挙手してくださいましたので、過半数で承認ということになりますので、ありがとうございます。では、承認をされました。

検討部会の委員の任期は、先ほど事務局から説明があったとおり、条例の施行までということで、約1年間ということになります。

条例施行後の組織体制については、検討部会で条例の内容と共に検討して、条例上で規定し

ていきたいというふうに考えています。

それでは続いて、その条例第6条の規定に基づいて、新たな部会の部会長を決めるということになります。部会長は協議会の会長、私が指名をさせていただくということになっています。その協議会の会長の権限を使うわけではないんですけれども、私もワーキンググループにこの1年参加して、いろいろと検討させていただいてまして、本当にワーキンググループでとても大事な議論が進められていて、本当に町田らしい、また、他の条例とはちょっと違った、この計画の理念である「いのちの価値に優劣はない」というようなことが具体化するための条例ができるんじゃないかというような期待を持っております。というところで、できれば私が部会長を務めさせていただきたいというふうには思っているんですけれども、よろしいでしょうか。

恐縮です。ぜひ委員の皆様と納得できる条例ができるように頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

そして、その他の部会の委員につきましても、先ほど事務局から説明があったように、ワーキンググループで今まで検討してくださっていたメンバーを中心として、当事者団体からの御推薦などを踏まえて、個別に打診をさせていただきたいというふうに思っておりますが、そのような流れで進めさせてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、事務局は部会の委員が決まりましたら協議会の委員の皆様にも御連絡いただいて、情報を共有させていただくというようなことにしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それではひとつ、大事な差別解消条例関係について皆様の御賛同をいただきましたので、また1年間よろしく願いいたします。

それでは、次の議題の4番目、2022年度の各部会の活動報告に移らせていただきます。

3つの部会それぞれの部会長から御報告をいただいた後、皆様に御意見、御質問いただきたいと思っております。

では、まず、障がい者計画部会の小野部会長、お願いいたします。

○小野委員 小野です。

資料3-1が障がい者計画部会の活動報告になりますが、それとあわせて資料1の、冒頭で諮問があった際に、それを受けて事務局に「障がい者プラン21-26」の概要を説明していただいた資料1の表があるほう、それをちょっと見ていただいて、お聞きいただければと思います。

まず、資料3-1にあるように、2022年度は3回の部会を開催しました。主に、この後期計画の検討に入る前の振り返りが主だったんですね。

先ほども事務局が説明しましたが、まだ委員になって浅い方もいらっしゃるので、2つの計画の意味合いがちょっとまだよく分からないという方もいらっしゃると思うので、資料1の表にあるように、このプランには2つの計画が入っていて、後期計画で検討するのは右側の町田市障がい福祉事業計画のほうですね。主にホームヘルプサービス、ヘルパーは何人必要なのか、グループホームは何か所必要なのか、重度訪問介護はどれぐらいの量を整備していったらいいのか、そういった見込量と、それを実施していく方策の検討を、計画を立てる、それがこの町田市障がい福祉事業計画で、これは法令上3年に1回見直しをすると。来年度がその見直しの時期になるということですね。介護保険の事業計画と一緒にです。

今回の資料3-1のほうに戻っていただいて、そういう意味で、福祉事業計画の進捗状況の中で出てきた意見では、2の(2)のところに抽出してありますが、訪問入浴サービスが市の事業へ移管されたことや、緊急一時保護の利用実績や、あるいは手話通訳者の派遣事業などの変更もありましたので、その点での確認が主な意見としてはありました。

部会としては、3番の今年度の成果、成果というよりも成果と課題という感じですが、新しく選任された委員が、新規の委員が含まれていますので、改めてこの「障がい者プラン21-26」の全体像を、理解を深めることに注力を注いできました。

その他のところに書いてありますが、部会員メンバー、委員の中では一応意思統一はできたのかなど。要するに、2023年度にこの福祉事業計画の見込量を立てるよと。あわせて、この基本計画、基本計画というのは資料1の左側のほう、福祉以外の様々な施策、市役所全庁にまたがる施策ですが、実はこの「プラン21-26」から合体させたということから功を奏しているんですけども、この後期計画の見直しは、重点は福祉事業計画なんだけれども、障がい者計画のほうで掲げた重点施策についても検討していきましょうねということが確認をされています。

以上です。

○石渡会長 ありがとうございます。

それでは続きまして、相談支援部会、堤部会長、お願いいたします。

○堤委員 2022年度の相談支援部会の報告を行います。

まず、相談支援部会の目的ですが、これは部会でできた当時から、相談支援事業のネットワークづくりと、それぞれの事例の問題解決に向けたシステムづくりの検討、及び、町田市

の相談支援の現状を踏まえ、町田市としての相談の在り方や問題点を把握し、検討を深めていくというのが従来からの目的でした。

ただ、今年度は特に「町田市障がい者プラン21-26」の重点施策3にある地域生活支援拠点の整備に向けて、よりいい方策を検討するというのが今年度、また来年度もつながりますけれども、大きな目的になっています。この地域生活支援拠点と絡めた形での緊急時予防・対応プランの作成と運用について検討していく。地域の体制づくりの基礎となる情報として、地域障がい者支援センターが開催するネットワーク会議の内容を収集し、課題を抽出するというのが目的としてありました。

開催は、ここに書いてあるような3回のほか、2回作業部会を開催しています。トータルで5回やっております。

会議の内容としては、第6次町田市障がい者計画・町田市障がい者福祉事業計画について、2021年度実績のうちに相談に関わる内容について、障がい者支援センター、相談支援事業所、社会福祉協議会等の立場からの御意見をいただいたというのがあります。

2番目、3番目、ここはほとんど中心になってくるんですけども、「町田市障がい者プラン21-26」について、重点施策3、地域生活支援拠点等が有する機能の充実について、今年度中の指定を目指して、相談支援部会として、その在り方を検討しました。

地域生活支援拠点としては、一昨年度、地域生活支援拠点の目的を下記のとおり確認しています。「障がい者の地域での暮らしを生涯にわたって支える仕組みをつくる」、これは町田の中での「いのちに優劣はない」というところに基づいて、安心して地域で暮らせる仕組みをつくっていくというところに地域生活支援拠点というのが位置づけられています。

安心して地域で生活するために、緊急時の支援体制が円滑となる体制を整える。

2番、障がい者が住み慣れた地域で暮らすために、障がい者支援センターが中核となり、地域で連携して支援できる体制を整える。

この上記を受けて、2022年度は地域生活支援拠点の居住支援のための5つの体制等々があるんですが、特に緊急時の受入れ・対応と地域の体制づくりについての検討を重点的に行いました。

緊急時の受入れ・対応については、具体的に緊急時予防・対応プランの内容とフォーマットの検討を行いました。これのために作業部会を2回開催しています。検討した内容を今後、町田市障がい者・児相談支援指針に掲載し、相談支援事業所等に周知すべく、ブラッシュアップを行っていききたい。

地域の体制づくりについては、相談支援部会に市内で取り組まれている関連会議、支援センター連絡会とか相談支援事業所連絡会などの情報が入るよう、必ず部会員の誰かが参加し、部会に報告・共有する仕組みづくりを検討し、実施してきました。

上記連絡会のほか、各障がい者支援センターが開催した障がい者支援センターネットワーク会議についても報告を受けてきました。

また、今後、市内の事業所に地域生活支援拠点を指定することについて、具体的な検討を行っていきました。

2022年度の成果としては、1、緊急時の予防・対応プランについて具体的な検討を行った。

2、地域の体制づくりについて、障がい者支援センターネットワーク会議や地域や市内で開催されている関連会議の様子を相談支援部会で共有し、課題を集約することができた。今後、施策推進協議会に提案できるよう、整理を行っていききたい。

それから、5か所の支援センターを中心とした面的整備、(仮称)「町田まるごとネットワーク」のイメージをつくり、共有した。これを施策推進協議会もイメージの共有を図りたい。このイメージの共有とは、ちょっと最後の協議会で検討したいことというところで詳しく述べていききたいと思います。

その他、2023年度は3回開催予定で、緊急時の予防・対応プランを完成させ、現場に周知、実施していききたい。

また、2023年度からは少なくとも5か所の相談支援事業所が拠点の指定を取って動き始めるため、地域体制強化共同支援の報告書の最初の受皿を相談支援部会が担っていくことが確認された。これは3つ以上の事業所が共同して事例検討して、それを報告した場合に一定の加算が出るという、ちょっと協定の中の大きなものなんですけれども、これの受皿を相談支援部会が担っていききたいという形です。

それから、地域生活支援拠点の面的整備の相談支援の強化と地域の体制づくりに関して議論を深めていききたい。

ということで、今後、協議会の中で検討していききたいことという提案なんですけれども、5か所の支援センターを中心とした面的整備というイメージの共有ということで、その後ろのページに、町田における地域生活支援拠点についてという図があると思います。

地域生活支援拠点というと、どうも1か所建物があって場所があってというふうなイメージを持ちがちなんですけど、町田市で今後進めていく地域拠点は、面的整備ということで、5つの支援センターそれぞれを中心にしてネットワークをつくっていくという考え方です。だから、

「町田まるごとネットワーク」という言い方のほうが受け取る人にとってはイメージがしやすいのかなと思っています。利用者を中心にして、ここにあるように、支援センターとか各事業所、社会福祉協議会などがサポートしていくというイメージです。

部会のほうではこれ、この図にあと基幹相談支援センターも含めていこうという話になっていたんですが、この図ではまだそれは取り入れられていないんですが、基幹も含めていきたいと思います。地域生活支援拠点といったときにこういうイメージで進めていきたいということ、この協議会の中でもぜひ共有してほしいと思います。それが1つ目ですね。

それから、拠点機能の受皿についてということで、個別事例から地域課題として吸い上げていく道筋をどのようにつくっていくかということです。これは相談支援の東京都の研修などでも必ず言われていることなんですけれども、地域の中でいろいろな様々な事例があって、その事例をいろいろな事業所内で検討し、それからさらに事業所連絡会とか地域ごとの支援センター連絡会等で検討し、その検討されたものから一定の地域課題というものを提案して、相談支援部会のほうで受皿になって、各問題を吸い上げたものを相談支援部会の中で検討して、一定の地域課題化していく。その地域課題化したものをこの協議会の中に持ち上げていって、この協議会というのはもともと自立支援協議会の機能も持つというのが条例で書かれていたと思うんです。なので、ここの協議会の中でそれを実際に政策に反映していくという道筋をつくっていききたいというのが大きな提案だし、共有していきたい部分です。

資料の先ほどの「まるごとネットワーク」の次の次のページ、地域生活支援拠点整備の課題解決に向けた協議の場という案の図がありますが、いろいろな地域のネットワーク会議とか地域生活拠点会議等で個別の事例等を検討し、支援センター連絡会とか相談支援事業所連絡会の中に持ち込んでいって、これを相談支援部会の中で作業部会等も実施しながら地域課題に整理できるものは整理していく。それを障がい者施策推進協議会に上げていきたいんですけれども、この施策推進協議会に上げていったときに、年3回しかない実際の本協議会、本会の中でどこまでやれるのか。何らかのワーキングなり別の組織なりをつくっていかないと難しいのではないかという話があります。

次のページの細かい字の資料をちょっと御覧ください。

これは5つの支援センター連絡会がつくっていた地域生活支援拠点を深めるための課題整理と解決に向けてということで、5つの機能について、いろいろな課題を洗い出しているものですね。

とても全部を読むわけにはいかないんですけれども、一番上だけ御覧いただくと、まず課題

として、支援困難事例の解決に向けた相談や検討の場は不足している。十分に活用されていない、十分に機能していないというような課題があり、この課題の整理というので、例えば、定例の相談や検討の場は身近にあるってというような状況をつくっていく必要があるということですね。

2番としては、地域全体の相談支援事業所やサービス提供事業所が定例の相談・検討の場を認識して活用している。という段階に持っていくという意味ですね。

3番目として、相談支援専門員が定例の相談・検討の場のネットワークを活用して、利用者の希望実現や問題解決を図る支援チームを迅速につくっていく。

こういった課題解決を行っていくための協議の場として、今ここで例に出ているのは、障がい者支援センター連絡会と相談支援部会が相互に話し合って、下のようなことを検討していくというようなことが出ているんですけども、これ、今度は縦で右のほう、図を見ていただくと、ほとんど相談支援部会と相談支援事業所連絡会との間の協議に委ねられるところが非常に多いわけですね。

例えば、地域の体制づくりというところの「地域課題に対して解決に向けた協議の場が少ない」、枠からいうと下から6行目の一番右端をちょっと見ていただきたいんですけども、ここも相談支援部会が検討するにしても、地域課題に対応した解決協議の場の設置提案、つまり、人材育成部会とか障がい児支援部会とか、そういった解決の場を相談支援部会が協議会に提案して、何らかの施策に反映させる場をつくっていくということを、来年度の大きな課題として、協議会として取り組んでいただけたらなと思います。

これに出ているのはほんの一例なので、相談支援部会としてももっと話を詰めていきたいと考えています。

ということで、最終的に話をまとめますと、今後、協議会でぜひ検討していきたい部分というのが、先ほど図にしました「まるごとネットワーク」と地域生活支援拠点のイメージを皆さんで共有していただきたいということと、個別事例を地域課題にしていくときに、最終的にこの協議会の中で受皿をどのようにつくっていくのかということ。そして、特に人材育成とか体験の場というのは相談支援部会の中だけではなかなか解決していける課題ではないので、ぜひそういったものを協議会の場の中で考えていける仕組みを考えていただきたいというようなことが挙げられています。

以上です。

○石渡会長 石渡です。堤部会長、ありがとうございました。

ということで、相談部会から、部会の中だけでは解決につながらない人材育成とか体験課題とか、いろいろ大きなテーマがありますけれども、どう検討していくかというあたりを今後考えていくということを、ちょっと皆さん確認していただけたらと思います。

それでは、次が就労・生活支援部会ですが、谷内部会長が今日は欠席でいらっしゃるので、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○福永主任 事務局の福永です。

就労・生活支援部会長の谷内委員が本日御欠席ですので、事務局のほうから報告をさせていただきます。

当日配布資料1でお配りしております、「2022年度 就労・生活支援部会 活動報告」を御覧ください。

1番の部会の目的と開催経過についてなんですけれども、就労・生活支援部会は、障がいのある方の就労支援を進めるために、様々な関係機関の就労支援のネットワークを構築して、情報共有を図っていくというところが目的になっておりまして、就労に関する計画のところの検討や進捗確認もしております。

今年度は、5月と9月と2月の3回、部会を開催しております。

会議の内容については主に、2番、会議の内容の(2)就労に関する実態調査についてです。

もう調査のほうは終わっておりますが、6月から7月に、障がい者就労・生活支援センターりんく、Let'sと、就労支援センターらいむの利用者さん538名と、市内に本社の機能を持つ市内企業、町田市役所も含めますね、94社に対してアンケートを実施しております。

それを踏まえて、後で説明するんですけれども、企業については冬にかけて3社ほど、実際に企業を訪問してヒアリングも行いました。

部会のほうでは、調査前の検討や調査結果の概要について報告を行い意見交換、今後の課題に関する意見をいただいたところです。具体的には、企業の回答として、障がい者雇用を行ってよかったことについていろいろ回答をいただきましたので、そういったところをよりいろんな方に知ってもらいたいというのがありますし、一方で、就労・生活支援センターの運営の在り方を考えていかなければならないのではないかというような話もありました。

(3)番については、ハローワークのほうから、今年度の障がいのある方の就職状況について報告をいただいたところです。今年度は、まだ12月までのデータですが、新規で求職する方は、12月末では600名強ということなんですけれども、コロナ前のほうが多くて、年間で847人ぐらいの求職者の方がいらっしゃったんですけれども、12月の段階で600人ぐらいということ

で、まだコロナ前には戻らないというご報告がありました。

職業紹介件数については、コロナ禍でも年間2,000ぐらいいつている件数が、今年度は1,300件ぐらいということで、少ない状況です。

ここには記載はないんですけれども、町田管内の実雇用率につきましては、今まで1.8%台を推移していたんですけれども、2022年度は1.93%ということで、ちょっと上昇しております。

(4)番、障がい者雇用セミナーについて。これは商工会議所さんのほうから企業向けセミナーということで、今年は町田市役所で開催して、市外ではあるんですけれども、病院の方をゲストにお呼びして講演を行っていただきました。45名の方に参加いただきまして、満足度も88点と高い数字になりました。

続いて(5)番、町田市役所における障がい者雇用についてということで、これはうちの職員課のほうから報告をいたしました。町田市のほうで町田市職員障がい者活躍推進計画を2021年3月に策定して、管理をしていつているものになるんですけれども、2022年度の雇用率は資料にあるように2.23%で、自治体の法定雇用率2.6%には至らなくて、不足者数としては11.5名分となりました。

かなり足りないということで、またその雇用率についても、この前、今後また雇用率が上がりますという発表もされていますので、またどんどん増やしていかなければいけないということで、裏面、現在もう進んでいるんですけれども、今年は就労・生活支援部会の委員の皆様にもかなり御協力をいただきまして、職員課、障がい福祉課を交えて、いろんなところに見学、視察に行ったりですとか、あとは、会計年度任用職員の雇用についても、今応募して、たしかもう1次試験が終わったところだと思いますが、取組をしているというところですね。部会ときには多摩市のほうに見学・視察に行きましたというふうにお伝えしたんですけれども、部会の後、横浜市のほうにも視察に行って、情報収集をしてきております。

続いて(6)番、就労支援機関の連携強化会議についてで、これは、障がい者就労・生活支援センターと、あと市内の就労移行支援・就労定着支援の事業所と、障がい者支援センターに参加いただいて、グループワークで意見交換をいただく形で11月に開催をしました。今回は生活支援についてということで、健康面、金銭問題、家族との関係性とか、そういった課題についてディスカッションをしていただきました。

大きい3番、2022年度の成果としてなんですけれども、就労に関する実態調査について。先ほど説明した続きになりますけれども、それが部会の成果として挙げられています。

まず①番、就労・生活支援センターの利用者調査につきましては、302件回答いただいて、

企業のほうも53件回答いただきましたので、大体5割強の回答率というふうになりました。

②センターの利用者調査については、自由意見を結構多くいただきまして、センターを利用してよかったという意見もすごく多かったんですけども、やはりもっとこういう支援をしてほしいというような様々な御意見もいただいております。

③番、企業調査については、障がい者雇用の実態について3社、ヒアリングを実施しました。保育園と病院と不動産会社にヒアリングに行きまして、パンフレットのような形でヒアリングの結果のまとめを作っております。まだこの段階では皆様にお示しできていないんですけども、完成しましたら、調査結果の報告書とこのパンフレットについては、協議会や各部会の委員の皆様へ共有させていただきます。せっかくこの結果をまとめたものを作っても、実際に関係する、見てほしい方に見てもらえないと意味がないですよねということで、それをどういうふうに皆さんに見てもらえるのかというところを考えていったほうがいいという御意見だとか、あとは、ここで出た結果を、今後、4番のその他にもつながりますけれども、障がい者プランの後期計画をつくるに当たってどういうふうに素案に反映していくか、そういったところを、また来年度、部会の中で一緒に検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○石渡会長 石渡です。御説明ありがとうございました。

では、今3部会から御説明いただきました今年度の検討、その成果等について、御質問、御意見おありの方いらっしゃいましたら、お願いいたします。特に相談支援部会からは委員の皆様御意見があればというようなこともありますので、よろしくお願ひします。いかがでしょうか。

じゃ、小野部会長、お願いします。

○小野委員 相談支援部会の資料のA3の、地域生活支援拠点を、整備を進めるための課題整理と解決に向けての資料なんですけれども、これが、とても面白いと言うと語弊がありますがけれども、現実には起こっている問題をどうその中に収れんしていくのかってことを整理されているので、とても分かりやすいなと思いました。

地域生活支援拠点が新しい委員の方にはよく分からないところがあると思うんですけども、国がその整備を呼びかけて、各自治体でその整備をしていかなければいけないんですが、その地域生活支援拠点に、ぶっちゃけた話で言えば、それほどの公費が下りないんですね。

町田市としては、地域の相談支援事業所やグループホームやショートステイやヘルパーステーションや、そういった支援事業所、相談支援や支援事業所のネットワークでその地域生活支

援拠点の整備を進めましょうという計画になっています。そのプランづくりというか、相談支援部会がいろんな問題をのみ込んで、堤さんと、例えば今日来ている佐藤委員や、部会を構成しているメンバーが非常に消化不良状態に陥っちゃっているんじゃないかなって感じで、消化不良というか、おなかいっぱいになっているんじゃないかなというかね。

例えば、このA3の資料の左側の機能のところでは、上から、相談、緊急時受入れ・対応、体験の場っていうふうにはずっとありますけれども、例えば体験の機会・場のところでは、十分なアセスメント、十分な利用者のニーズの評価を経ないまま、グループホームのサービス利用開始によって不適応を起こす事例が多い。本当に多いです。すごく多いです。そのため、サービス等利用計画等のプランに基づいて体験の機会が活用され有効なアセスメントが行われている。アセスメント能力が備わっている多様な体験の場がある。サービス等利用計画に基づいた計画的な体験の場の利用が地域全体で行われている。それを、支援センター連絡会がネットワーク会議をグループホーム等の支援力の向上に活用することを検討する。好事例の共有というふうに書いてありますけれども。

例えば、うちもグループホーム持っていて、体験のための支給決定というのはあるんですよね。それを幾つか、何人か利用して、体験もやってきています。それは直接の相談があって、うちの法人の相談支援事業所を経て体験につながったり、訪問看護ステーションを通じて体験につながるんだけど、体験給付だけだと家賃補助は出ないんですよね。その体験がそのまま入居につながっていった事例もあるんですけど、結局、グループホームはいつも満杯なので、なかなか体験の場にはならない。

空きの状態をほっといているグループホームもあつたりするんですけど、それは、株式会社でそれなりの財源があるところがそういう状況をつくっているんだけど、要するに、ニーズと、そのニーズにマッチングした支援の提供と、そのサービスの供給の相談と支援の連結がなかなかかみ合っていない。そこのかみ合わせをやっていこう、つなげていきたいというのが、特に人材育成や体験の場のところでの堤さんからの問題提起だったのかなと思います。

まだ相談支援部会の中でも検討途中なんだと思うんですが、そのA3の前の資料で、A4で、先ほど堤さんが協議の場の案ということで、これ多分まだ案の段階で、たたき台だと思うんで、僕も、これが最適かなっていうと、ちょっとまだ何となく分かんないところもあるんで。ただ、この真ん中の点線で地域生活支援拠点等連絡会をつくって、そこでまた会議体をつくっていきと、相談支援と地域生活支援センターの、その5か所の連絡会とこの連携というのがどういふふうな仕組みで動くのか、何かちょっとよく分からないというかね。

だから、ちょっと今日は結論出ないと思うんですけども、この協議会の場で、この地域生活支援拠点の面的な整備を、どういうふうに肉づけしていくのかという協議の場を設けてほしいということが堤さんの問題提起だというふうに受け止めましたので、ぜひ事務局も含めて、石渡会長も含めて、そういう協議をしていく場を早急に持ってもらえたらと思います。

○石渡会長 小野部会長、ありがとうございました。

堤さんからも出ていましたけれども、やはり相談支援部会だけでは本当になかなか解決には至らないので、町田の中できちんと緊急時の対応とか体験ができるような体制づくりを検討する場、もう、そうすると23年度に即つくれたらという。堤部会長がうなずいていらっしゃいますが、この件に関して、ほかに何か御意見おありの委員の方、いらっしゃいますか。

土田委員なんか切実ではないかと、振ってしまったりするんですけども、いいですか、御発言いただいて。

○土田委員 すみません、土田です。

私に聞いてちゃうって感じですけども、これね、資料を見ても、問題はもう分かっている、幾ら話しても、利用できるサービスとか利用できる事業所、それから働いてくれる人がいなければ、全然解決しないのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○石渡会長 大事な、ストレートな御指摘で、そのとおりだと思います。

この頃、いろんな障がいがある方たちが、サービスは制度としてあるんだけど、動いてくれる人材がなくて外出できないみたいな話なんかも聞いたりするんで、やっぱりこの人材養成・確保も含めてどうするかって、本当にどこでも切実な問題ですけども、町田としてどうやっていくかみたいなところも含めて早急に検討する。何か知恵を出すだけではできないと思いますので。

ごめんなさい、どうぞ、堤委員。

○堤委員 小野部会長さん、すごく分かりやすい説明、ありがとうございました。かみ砕いて、すごくこの場では共有できたかなと思います。

それから、先ほど報告の中でちょっと読み飛ばしてしまった部分があるんですが、実は昨年度あたりから本当に、各協議体・合議体の意見を吸い上げて相談支援部会で検討するということを積み重ねてきて、その部分だけでもここにちょっとだけ、報告の中に事例出しているんですけども、児童の相談支援の場所がすごく不足しているとか、それから、コロナ禍において居宅介護事業所が派遣を断るケースが町田では非常に多くて、これは他の自治体などを見ると、例えば、コロナ禍において派遣あるいは濃厚接触者本人のときには何らかの手当を加算してく

れる、自治体独自にとりか、いろいろな仕組みがあったりするんですけども、こういった、だから個別の事例を地域課題化して検討していく。

あるいは、町田市、いつも予算がないないという話もあるので、それはフォーマルな施策だけじゃなくて、インフォーマルな形でどういう工夫が可能なのかとか、今ある資源を、そういうことを本当に相談支援部会が今後、拠点機能がスタートしたら5つの事業所から、その加算の対象になるから、次々と提案が上がってくるのがもう来年度は予測されるんですよ。それを課題別ごとにまとめていくのは相談支援部会の役割になっていくと思うんですけども、それを実際に社会資源化につなげていく。必ずしもフォーマルでなくてもいいんですけども、社会資源化につなげていく仕組みというのをこの場の中でつくっていかないと、本当に拠点というのが絵に描いた餅になってしまうので、ぜひ来年度、皆様、御検討をよろしく願います。

○石渡会長 ありがとうございます。

ほかに、この件やそのほかの部会の報告について、どなたか。

それでは、今までも御意見いただいているので、ちょっとここは事務局も含めて、具体的にどういう対応ができるかってあたりを検討して、きちんと何か解決のめどが立つような検討ができる場を設けてというようなところで、事務局、そのあたりのところもお願いしてよろしいでしょうか。

では、お願いします。

○金子課長 障がい福祉課長の金子です。

いろいろ、この1年間も含めて、各部会の皆さんには御検討いただいて、さらに、就労のほうも、実態調査も実施できて、もうすぐまとまりそうなところまで来ています。

相談支援部会のほうから課題を上げていただきましたので、事務局のほうでもちょっと検討させていただいて、協議会のほうとも相談しながら、何かいい方策を立てていけたらなと思っております。

以上です。

○石渡会長 石渡です。

金子課長、ありがとうございます。それでは、そういう方向で、次回の協議会で少し進展が報告できたらと思います。ありがとうございます。

それでは、次の報告事項に移らせていただきます。

まず1として、第3回町田市障がい者差別解消条例検討ワーキンググループの報告というこ

とで準備をいただいておりますので、事務局から御説明をお願いいたします。

○由谷主事 事務局の由谷です。

それでは、1月の23日に第3回町田市障がい者差別解消条例検討ワーキンググループを開催いたしましたので、その活動内容を御報告させていただきます。

まず、第3回目のワーキンググループでは会議内容が2つございました。

1つ目が、「障がいがあることを理由に差別や偏見を受けたと感じる経験の事例アンケート」の集計結果についてです。

その下に記載しておりますアンケートの集計結果につきましては、先ほど御説明したとおりでございますので、割愛をさせていただきます。

その下、委員からの代表的な意見というところで、2つ挙げさせていただいております。

まず1つ目が、最近の出来事だけでなく、数十年前の出来事の回答もあることから、差別や偏見を受けたことはどれだけ時間がたっても心に残り続けるのだということが分かる。そのことを広く伝えるという意味で、よい事例集ができたと思うという御意見。

2つ目が、今後は、差別事例の収集だけでなく、それがどのように改善されたかについても調査をする必要があるのではないかといった御意見が出されました。

2つ目、その下、（仮称）町田市障がい者差別解消条例の骨子案について。

具体的な会議内容としましては、今年度のワーキンググループの目標であった条例骨子案の作成に向けた最終検討を行ったというところです。

委員の皆様からは、条例の骨子についてだけでなく、条例の内容に踏み込んだ具体的な御意見もいただくことができましたので、その点につきましては、来年度新たに設置します検討部会で引き続き協議していきたいと考えております。

それでは、資料4-2から順に、資料の説明をさせていただきたいと思います。

○矢嶋主任 障がい福祉課の矢嶋です。

それでは、資料4-2「「障がいがあることを理由に差別や偏見を受けたと感じる経験の事例アンケート」集計結果について」を説明させていただきます。

集計結果については、4-2で数字の割合、4-3で細かい事例のまとめたものという形の、2種類の集計結果になっております。

こちらは、町田市障がい者差別解消条例、まだ名称は仮なんですけど、こちらを制定するに当たって、市内で実際にどのような差別または偏見があるのかを把握するため、アンケート調査を実施しました。

調査方法としては、A4サイズ両面1枚のアンケート用紙を配布しました。データ入力できる様式または点字での様式など、必要に応じて配布をしました。

内容としては、アンケート回答者がどなたか。また、年齢、障がいの内容、種別ですね。あと、どのような場面で差別や偏見がありましたか。ここまでを選択式で、丸をつければ回答できるような形にしてあります。

裏面について、5番「差別や偏見を受けたと感じる内容について、具体的に教えてください。」ということで、時期、場所、内容などを具体的に書いていただくための部分を裏面に付けてあります。

調査期間としては、2022年の8月23日から今年2023年の1月13日までが調査期間になっております。

調査対象は、障がい者、家族、支援者を対象に、障がい当事者の団体、障がい児者の親の会、障がい者福祉施設、特別支援学校など、21の代表団体にアンケート用紙の配布及び取りまとめを依頼しております。

数字については、先ほども言っているとおり、552通の回答をいただいております。

また、文字だけですと、やっぱり聞き取りが漏れているところもありますので、うち15団体には回収時に直接、職員のほうでヒアリング調査を実施して、さらなる事例収集を行っております。

こちら、2ページ目からは、その回答の集計になっております。

アンケートの質問事項の1から4までの回答例、割合を記載してあります。

一部抜粋ではありますが、裏面の⑤の具体的な事例についても載せております。

こちら、別冊として618件の事例も4-3の資料に入れてあります。こちら、合計通数より件数が多いのは、お一人で例えば2件、3件といったような事例も書かれた方がいらっしゃいましたので、最終集計としては、いただいたアンケート以上の事例が集まったという形になっております。

それでは、2ページ目以降、説明しますので、ちょっとこちらのほう、ページのほうを開けてください。回答者552名の内訳の数字を載せてあります。9割が御本人と御家族からの回答、残りが支援者という形になっております。

3ページ目、障がいのある方の年齢について。こちら、20代から50代まではほぼ同数となり、幅広い世代からの回答をいただきました。

次の4ページ、こちら、障がいの内容を教えてくださいとあって、アンケートの答えていた

だいた障がい種別の集計になっております。特に知的障がいの団体に非常に多く協力していただけましたので、知的障がいが一番多い数字になっております。

次以降は、差別や偏見の、どのような場面でありましたかということで、まずは総数、5ページは総数となっております、6ページ以降は各障がい種別ごとに分けた数字になっております。なので、こちらのほうはまた見ていただきまして、どのような障がいで、どういった場所で差別を受けたことが多いのかを確認いただければと思います。

4-2については以上になります。

○仲村主任 続きまして、4-3の御説明をさせていただきます。障がい福祉課の仲村と申します。よろしく願いいたします。

こちらで配布させていただいています事例集は、この調査に基づきまして、全ての案件を収めたものになっております。今回、こちらの資料につきましては、場面を想定して、場面は1から14までの場面、また、その場面には及ばないその他という15の項目に応じて、様々な障がい種別の皆さんがどのような差別や偏見を受けたと感じてきたのかというようなことを、こちらのほうに記載をしております。

この記載の方法なんです、読み手の主観がどうしても入ってしまうといけないということで、御本人から提出された記載内容をほぼそのまま書き写すような形で記載をさせていただいています。ただし、この中で、やはり固有名詞ですとか相手が特定できるような文言があったりする場合が若干ありますので、そういったところは少し書き方を変えさせていただいています。

記述につきましては以上となります。

○森本主任 事務局の森本です。

資料4-4、条例の骨子（案）について御説明いたします。

条例の骨子案は、第1章から第6章まで17の項目で構成しています。

第1章、総則には、目的、定義。

第2章、基本理念及び責務には、基本理念、市の責務、市民の責務、事業者の責務、障がい者等の役割。

第3章、差別の解消には、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供。

第4章、差別対象事案を解決するための仕組みには、相談、助言又はあっせんの申立て、事実の調査、助言又はあっせん、勧告、公表。

第5章は委員会。

第6章、雑則には委任という構成です。

この条例の骨子案は、1月23日に開催した第3回障がい者差別解消条例検討ワーキンググループにて検討を行いました。ワーキンググループでの御意見は、資料4-4の中での太字網かけになっているところでございます。

御意見のうち、幾つか紹介させていただきます。

第1章、総則の意見1、障害者権利条約が基礎となっていることは重要だと思う。

同じく第1章、意見5、2、定義、市民において町田市在住者だけでなく、町田市への訪問者も定義の対象となっている。法的な市民でなければ条例の効力は及ばないのではないか。

第3章、ページとしては6ページです。意見13、8、不当な差別的取扱いの禁止において、「不当な」とは具体的にどのような場面を指すのかが分かるように明確にしたほうがよい。などの御意見がありました。

今後は、(仮称)障がい者差別解消条例検討部会を主として、これらの御意見も含めて、この条例骨子を基に条例の内容を検討していきます。

また、庁内の法規関連部署とも都度連携して条例素案を作成していく予定です。

説明は以上です。

○石渡会長 石渡です。ありがとうございました。

駆け足で説明をしていただきましたが、何か御質問、御意見おありの委員の方、いらっしゃったらお願いいたします。

どうぞ、佐藤委員。

○佐藤委員 佐藤です。

御説明ありがとうございました。非常に長いこと時間をかけて丁寧に検討されたことがよく分かる資料でした。ありがとうございました。

その中で、基本的なところをちょっと御質問させていただきたいんですけども、この町田市障がい者差別解消条例の中身自体が、全体の表現の仕方なんですけれども、すごく漢字が多くて分かりにくいというふうに、そもそもの何かハードルになっているんじゃないかなという感じがするんですね。なので、やはり東京の国立なんかはかなり平仮名を用いた形で分かりやすい条例ということ。やっぱりそれ、そもそも条例自体がハードルになってはいけないのかなというふうに思いますので、ちょっとそのあたりどういうふうに。振り仮名を振るですとか、あるいは文言をどういうふうに変えていくのかっていう、その方向性がもし計画の中でおありのようでしたら教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○石渡会長 事務局、何かございますか。

そこは検討していなかったような気がいたします、意見はあったけれども。

○山口係長 事務局の山口です。

今の御意見の中でのいかに分かりやすくするかというところにつきましては、このワーキングの勉強会の中でもやはり話題として上がってきているところがございます。やはり、いいものが出来上がったとしても、それを読んでもらえる、理解してもらうことがつながらなければ、もう本当に絵に描いた餅になってしまうのではないですけれどもというところがありましたので。

ただ、条例を本当にかみ砕いてかみ砕いて分かりやすくしてしまうと、逆に内容がぼやけてしまうというおそれもあるというところがありましたので、本当に見極めが大切かなと思うんですけれども、逆にこっちし過ぎてしまうと、それは硬いというところ。

また、分かりやすさを念頭に文章を平易なものにしてしまうと、ちょっと誤解に、どちらとも取れるような表現になってしまいかねないというところもございましたので、ちょうどそのバランスを見ながら検討していこうというような話がグループの中であったところでございます。

御意見としては、今、方向性というところでは、まずは伝わるということの主眼にして、いいものを相手に伝えるような取組をまた別でしていけたらなと考えているところでございます。

以上です。

○石渡会長 ということですが、佐藤委員、さらに何かあれば、どうぞ。

○佐藤委員 ありがとうございます。

そもそのところで、ごめんなさい、御質問させていただきたいんですけれども、差別解消条例というそのもの自体が、やっぱりもう本当に難しい言葉だと思うんですよね。その、本当に平仮名をたくさん使って、分かりやすい言葉を用いている自治体もあるので、できないことは恐らくないと思うので、やはりそこをきちっと捉えた上で、町田市がどういう方向性に進んでいくのかというのがこの条例に表れてくるんだと思うので。やっぱり誰を大切にしていくなのかということ、きちっと足場を据えていただければなというふうに思っております。

以上です。

○石渡会長 石渡です。ありがとうございます。

実際差別を受けている方に知的障がいの方がこれだけ多いというようなことも踏まえて、今の御意見はぜひ今後の検討に生かしたいと思います。ありがとうございます。

ほかに何かお気づきの方、いらっしゃいますか。

どうぞ。

○叶内委員 叶内です。

資料4-4の町田市障がい者差別解消条例の骨子の第2章の5、市民の責務って、このように書かれているんですけども、非常に市民に分かるのかどうなのかというところがありましたね。

1つ、別冊、資料の4-3で、事例のアンケートということで、エピソード内容がつつたのがあるかと思うんです。その中に、市民の方がどう考えているのかっていうのが拾えていないんです。つまり、事業者や、いわゆる市役所とか、そういう対社会的なところの差別を受けたというのは十分伝わってくるんですが、この市民への責務につながるような、市民の今の状況がどういう状況なのかというのがエピソードとしてないので、そこは十分考えながら進めただけだったらいいかなと思っています。

以上です。

○石渡会長 石渡です。

大事な御指摘をありがとうございます。でも、市民の責務も大事だと思いますので、今の御意見、なるべく具体化できるように努力したいと思います。ありがとうございます。

ほかにもございますでしょうか。

それでは、ちょっと時間も限られているので、もしまたお気づきのことがあれば、改めて事務局のほうにということで、お願いをしたいと思います。

それでは、次の議題として、ヘルプカードですね。お願いします。

○鈴木係長 事務局の福祉係長の鈴木と申します。

冒頭だけ起立してお話しさせていただきます。

ヘルプカードからヘルプマークへの移行についてですが、御存じがない方もいらっしゃるかもしれないので、実物を持ってまいりました。もともと配っているヘルプカードというのが皆様から見て左側に持っているカードで、かばんに下げたり首に下げたりして使用します。加えて、実際に具体的な支援が必要な内容だとか、持病だとか支援に必要な情報を記載するヘルプ手帳と呼んでいるものをセットで配ってきていました。

これが2013年度から配布を開始して、ちょうど10年なんですけれども、累計で約1万3,000枚ぐらい配布をしてきました。障がいをお持ちの方々からは、皆様から見て右側に持っているヘルプマークを市内でもらえませんか、という要望をいただけてきました。

社会的な認知度であったり視認性の高さもあって、ご要望が非常に強かったとんですけれども、

これは東京都が配布しておりますので、都の施設、一番近くだと多摩都市モノレールの多摩センター駅じゃないともらえない状況です。やはりどうしてもご要望が強いということで、2023年度から町田市でも作成をして配ることにいたしました。

時間の都合上、資料に掲載している参考情報と配布対象者は、割愛をさせていただきます。

次に配布物のご紹介なんですけれども、一般的には、ヘルプマークのみ配布しています。ただ、ヘルプ手帳に掲載されている内容をお知らせするのは非常に重要なので、これまでと配布の組合せを変える予定でございます。

具体的には、ヘルプマークとヘルプ手帳の組合せで配っていくというのが来年度から進めていくという内容となっております。ヘルプ手帳を既に書いておられる方もおられるので、その方にはマークだけ配って、新しく欲しい人は両方とも配るという段取りを想定しています。時期としては、調達の時期の都合もあって、5月を予定しております。

配布場所については、市役所の障がい福祉課と市内の5か所の障がい者支援センターでの配布を予定しております。

情報提供としての報告は以上です。

○石渡会長 御説明ありがとうございました。利用される方にとってはとても便利になると思います。

御質問や御意見おありでしょうか。

よろしいですか。

それでは、6番目のその他に移らせていただきます。

まず、事務局から情報提供、お願いいたします。どうぞ。

○鈴木係長 続きまして、福祉係長の鈴木から情報提供いたします。

当日配布資料が2、3、4とありますが、一括してお話をさせていただきます。先ほどの報告事項は、事前に準備できたんですけれども、直前に届いた情報等については、当日の追加配布とさせていただきます。

1点目が、当日配布資料2の障がい者割引を適用する交通系ICカードのサービス開始についてでございます。今まで手帳を見せて割引を受ける、もしくは切符を買うというものがあつたと思うんですけれども、ICカードを事前に手続して買えば、それをピッとするだけで使えるというサービスが3月18日から利用できるという連絡がありました。

ただ、鉄道事業者が主体となっている事情もあると思うのですが、サービス対象者は第一種の身体障がい者または知的障がい者と介助者で、第二種の方は対象外ということになります。

第二種の方がバスで使えないのがちょっと残念なんですけれども、そのような対象となっております。

販売場所については、資料の一部訂正をさせていただきます。資料上に①と②という項目がございます。このうち、②のPASMOの鉄道事業者というところに「定期券発売窓口」と書いてあるんですけれども、交通事業推進課に確認したところ、通常窓口でも取り扱うということが確認取れましたので、「定期券発売」という文言を外してください。

それじゃあ結局、町田市内ではどこで買えるんだってということになると思うのですが、交通事業推進課に確認したところ、町田市内のJRの相原駅と成瀬駅以外のすべての駅で買えると聞いております。市内の私鉄では、駅員さんしかいない窓口でも買えるそうなんですけれども、JRは町田駅のみどりの窓口しか買えないとのことでした。

ご注意くださいのは、バス事業者の定期券窓口では買えないということです。バスでは使えるんですけれども、購入はできません。鉄道事業者の窓口で購入をして、バスで利用するということになります。その他は添付しているPASMO協議会のプレスリリースをご確認いただきたいというふうに思っております。

続きまして、当日配布資料の3を御説明させていただきます。こちらも時間の都合上、割愛しながらお話しさせていただきます。

手話通訳と要約筆記の派遣申込みは、ご存知でない方もおられると思うのですが、これまで原則ファクスでやっていました。ただ、インターネットの普及だとか家庭用ファクスの機種が少なくなっているのも、やはりインターネット申込みを希望されるという方が非常に多い状況だったんですけれども、システムに対して外部から攻撃を受けても個人情報漏えいしにくいシステムを障がい福祉課単独で準備することができませんでした。

そんな状況の中で、市全体でデジタル化総合戦略というものを2022年度に策定しまして、行政サービス共通で使えるウェブフォームが使えることになりましたので、2023年の4月から、手話通訳者と要約筆記者派遣依頼に係るインターネット申込みを始めさせていただきたいというふうに思っております。対象は手話通訳者と要約筆記者の派遣依頼ということになります。

申込みの開始時期は4月を予定しています。現時点において具体的な日付をちょっとお示しできないんですけれども、4月からの開始を予定しております。利用者周知について1点目だけお話しすると、一番利用されるのは既に派遣依頼を利用されている方なので、過去3年間に1度でも利用実績がある方にはお手紙を出す予定としております。それ以外には一般的に「広報まちだ」ですとかホームページ等で情報提供させていただく予定です。

当日配布資料3の説明は以上です。

当日配布資料4に至っては、レジュメもご用意できていない状況です。実は我々に対しても具体的な通知がまだ届いていない状況ですので、NEXCOのプレスリリースのみでお話をさせていただきます。

有料道路における障害者割引制度の見直しについてということで、ポイントは、ヘッドラインの2行目に「1人1台要件の緩和」というのと「オンライン申請の導入」というのがございますが、この2つがポイントになります。その下の枠の中の2段落目を御覧いただきたいと思うんですけども、これまでは事前登録された自家用車に限り、この割引を適用していましたが、車を持っていない方だとか知人の車・レンタカーを利用する場合でも割引ができるようにしますというのが制度の趣旨です。

2点目が、3段落目、「あわせて」というふうにあるんですけども、今まで障がい福祉課だとかSCというか支援センターのほうに来て、証明するというか手続をしていたんですけども、一定の手続を行うことで、オンラインで直接申請できます、というご案内がありました。

これが2月10日にNEXCOがプレスリリースをして、市町村はちょっと承知していなかったもので、具体的な運用について通知を待っているんですけども、利用開始日が3月27日だと聞いております。あと1か月後ぐらいから利用開始になるとのことでしたので、このタイミングで情報提供させていただきました。

プレスリリースに記載されている具体的な内容の紹介は時間の都合上割愛させていただくんですけども、詳しくはNEXCOへお問い合わせいただきたいと思います。

説明は以上になります。

○石渡会長 御説明、急いで、ありがとうございました。

ということで、さらに何か確認したいことがあれば、またお願いをしたいと思います。

それから、委員の皆様から何か情報提供ございますでしょうか。

よろしいですか。

では、これまで本当に大きな存在だった井上職務代理が、本日の協議会をもって委員を辞任されるということになりました。井上職務代理からぜひ御挨拶をいただきたいと思います。お願いいたします。

○井上職務代理 御挨拶というか、お礼を申し上げたいと思います。貴重なお時間またいただきまして、ありがとうございます。

私がこの会議の前身となる会の委員になってから既に13年がたっております。かねて、私も

もう後期高齢者なんで、辞任の相談をしておったんですけれども、何か事務局のほうにも御都合があったらしくて今日になりました。

本当に、まず頼りにならない職務代理に対して、会長さんはじめ委員の皆様、そして事務局の皆さん、いろいろ御配慮とか御指導をいただきました。本当にありがとうございました。特に千葉に転居してからは、町田の市民の皆さんの声を聞く場面あまりありませんでしたので、私にとってはとても貴重な機会でした。

ここでは、この会議の中で私が考えていること、いろいろあるんですけれども、そのうち1つだけ申し上げて御挨拶に代えたいと思います。

これ、特に事務局の方に申し上げることではあるんですけれども、もともと私自身は地方自治の勉強なんかをちょっとしてきた人間なんですけど、国と自治体との関係というところというのがあります。専門用語で「団体自治」なんて言うことがあるんですけれども、この障がい者計画などが典型なんですけれども、町田市で計画を策定される際、事務局が出される原案の中に、国の指針に基づいて策定される町田市の障がい者福祉サービスという文言がすぐ出てくるんですね。私はその都度、職員の方々に、障がい者福祉というのは生活保護のような法定受託事務じゃなくて自治事務でしょと、どうしても書きたければ「国の指針を参考にして」ぐらいの書きぶりにすべきではないですかというのをしつこく申し上げたところです。

具体例は詳しく述べませんが、古くは町田にやまゆり号が走り出した頃の町田市と当時の運輸省のやり取り、それからあと、町田市に建設された国の合同庁舎、中でも簡易裁判所、あそこにエレベーターをつけさせたという、そういう事例だとか、それから、私が、高齢の親が障がいのある子供を殺してしまうという悲惨な事件なんかをきっかけにして取り組んだ、ひかり療育園の報告などがある場所でさせていただいたときに、住民要求もないのに自治体がそんな仕事をする必要はないじゃないかと、まるで寝た子を起こすようなことだと、そのようなことはする必要ない、これが当時の厚生省の専門官の、助言者として来ていた厚生省の専門官の言葉でした。そのような言葉などが思い起こされます。それが今では8050問題なわけですね。あれ、でも、昔からあったことを最近起こってきたような言葉で言われております。決して国の言うとおりに仕事をしていればいいということではないと私は思っております。

そのような課題に対して自治体に取り組む際に強い味方になるのが住民の皆さんの声だ——今日もそうでしたね——というふうには思っております。これは、硬い言葉で言えば、「団体自治」に対する「住民自治」という言葉になります。そして、この協議会の役割というのは、まさにここにあるんじゃないかなと私は思っております。この協議会は、町田市が、国や東京

都の動きなどを参照しながらも、住民の声を聞き、その意見に耳を傾ける、大変貴重な機会なんだろうと。それを、町田市の障がい者福祉を進める、そのためのお手伝いをする場、それがこの協議会だというふうには思っております。

その意味で、この協議会の役割、とても大きいものがありますし、それから、最後の任期中にも、これ、事務局の皆さん頑張りましたよね。市民の困り事調査、障がい者の就労に関わる調査、本日の差別の経験のアンケート、このような形で住民や関係者の声を聞くという、すばらしい取組を事務局のほうがやってくれました。そのようなことはぜひ、その成果を今後とも十分生かして仕事を進めていただきたいなと思っております。

私自身も自分の地元の、千葉の南のほうは安房地域というんですけれども、館山市と、それから南房総市と、それから鴨川市、それにあと私が住んでおります鋸南町でつくっております権利擁護推進のためのセンターというのがございます。そこのお手伝いを今後とも、もうしばらくやらせていただく予定であります。

委員の皆さん、そして事務局の皆さんには、本当にお体を大切にさせていただいて、今後とも御活躍いただければというふうに思っております。

どうもありがとうございました。（拍手）

○石渡会長 石渡です。

井上職務代理、本当に大事なお言葉をありがとうございました。本当に行政もよく分かっていらっしゃって、町田も分かっていらっしゃる立場で、いろんなアドバイスをいただけたことが本当にありがたいんですけれども、また私たち頑張っていきたいと思えます。どうもありがとうございます。

では、これで進行を事務局にお返しします。どうもありがとうございました。

○山口係長 石渡会長、司会進行いただきまして、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、2022年度第4回障がい者施策推進協議会を閉会いたします。

本日は、協議事項、報告事項、たくさんありまして、駆け足の説明となってしまったところもあるかと思えます。本日、委員の方で御意見、言い足りないところありましたら、来週の火曜日、2月の28日までにメールかファクスで事務局のほうにお伝えいただけたらと思えます。来週2月28日の火曜日までに、どうぞよろしく願いをいたします。

なお、今回が今年度最後の協議会となります。本日の次第の下のほうにも御案内を記載していますが、次回開催は、年度が明けました2023年度の6月頃に第1回目の協議会を開催する予定です。日程が具体的に決まりましたら、改めて郵送にて開催通知をお送りさせていただきます。

きます。

本日、お車でいらした方、駐車券を事務局のほうまで御提出ください。無料処理用のカードをお渡しいたします。

それでは、閉会とします。本日はどうもありがとうございました。閉会いたします。

午後8時27分 閉会